

# 悪質商法にご用心

## ◆資格取得商法

職場などに、電話で「受講しただけで資格が取れる」「あなたは選ばれました」などと、資格取得のための講座をしつこく勧誘し、あいまいな返事に対し、強引に契約を結ばせる商法。

### ワンポイントアドバイス

- ・断るときは、「まあ、結構です」「そんなの、いいです」などといった、「どちらにもとれるようないまいな返事ではなく、「受講しません」「必要ありません」とはつきり伝えること。あいまいな返事だと契約成立にされてしまします。



## ◆かたり・点検商法

消防署、保健所、電話会社、電力会社などの職員を装って訪問して来て、消火器や電話器などを市販の物より高く、強引に売りつける商法。白衣や制服らしいものを身に着けているので、消費者はだ



## ◆内職商法

「自宅にいながら、簡単に高収入」などと電話や散らし広告で勧誘し、それに必要な器具、機材や材料などを買わせる商法。実際仕事を始めても注文がこなかつたり、できが悪いなどといって、買

### ワンポイントアドバイス

- ・疑問に思つたら関係機関に問い合わせてみる。

- ・一人で留守番をしている家を狙うことが多いので「家族と相談する」などと、その場では承諾しないこと。



い取ってくれなかつたりすることが多い。

## ◆マルチ（まがい）商法

ワンポイントアドバイス

- ・安易に利益を約束する業者、契約や支払いを急ぐ業者、強引に勧誘する業者には特に注意すること。
- ・仕事を発注する前に、登録料、指導料、資料代などの形で前金を要求する業者には注意すること。
- ・契約するときは契約書の中身をきちんと確認すること。
- ・「自分にできるかどうか」もう一度冷静に考えてみること。

## ◆見本工事商法

「この商品を買って、友人や買う人を紹介するだけで高収入が得られるよ」などと勧誘し、入会の際に高額な商品を購入させる商法。商品などの販売組織の会員が、新たな会員を勧誘し、その会員が更に新たな会員を入会させる、という繰り返しにより、やがてあなた自身も加害者になることも。実際には説明どおりの収入を得られることはまれです。

### ワンポイントアドバイス

・友人や知人に迷惑をかけたうえ、残ったのはクレジットの支払いだけということも。本当に自分で売れる商品なのかもう一度冷静に考えてみること。



「お宅はよく目につく場所にある。見本的にやるから安くする」などといつて、最初に示した額から大幅な値引きをし、得したように思わせ、ペランダや風除室などの取り付け工事をする商法。

### ワンポイントアドバイス

- ・本当に格安なのか、地元の信用のおける業者の見積りをとつて比較検討してみてから契約すること。

